

A32 医療法人が行うことができる業務には、次の 4 つがあります。但し、医療法人の形態により行えない業務もありますので注意が必要です。

【解説】

法人類型		業 務	内 容
一般医療法人 特定医療法人	社会医療法人	本来業務 (医療法第 39 条)	医療提供行為(病院・診療所・介護老人保健施設の運営)
		附帯業務 (医療法第 42 条)	医療提供行為に附帯する業務 (在宅介護支援センター、訪問看護ステーション等) ※知事の許可が必要
		附随業務	本来業務・附帯業務に付随して行う業務 (医療施設内の売店、患者用の駐車場運営等) ※収益業務の規模にならないもの。
		収益業務 (医療法第 42 条)	知事の許可及び定款等の記載のもとで行う業務 (医療介護療養用品の販売、一般駐車場経営等) ※収益は本来業務(医療提供行為)へ再投資されます。